

「貸金業法」が改正

借りの過ぎ、貸し過ぎの防止へ

貸金業者の過剰な貸付けの抑制、金利体系の適正化などのため、6月18日に貸金業法が改正されました。

① 過剰貸付けの抑制

過剰な借入れや貸付けを抑制するために、「総量規制」が導入され、貸金業者からの借入残高(数社から借りている場合は合計額)が年収の1/3を超えている方は新規の借入れができなくなりました。

また、新たに借入れる場合に、金額によっては「源泉徴収票」や「確定申告書」などの年収を証明する書類の提出が必要となりました。

【総量規制の対象】

消費者金融、クレジットカード会社などの貸金業者からの個人名義での借入れ

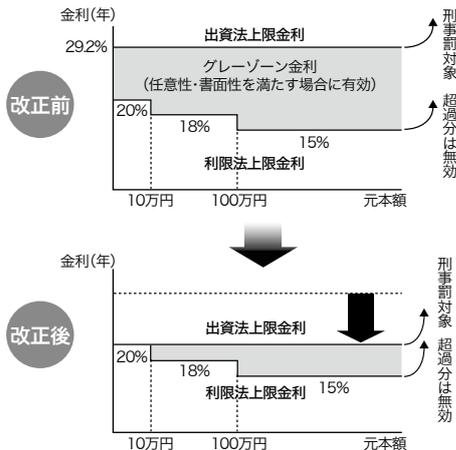
【総量規制の対象外】

- 銀行、信用金庫、労働金庫などの貸金業者以外からの借入れ
- クレジットカードによる商品購入(ショッピング枠)
- 法人名義での借入れ
- 住宅ローン、自動車ローン

なお、個人事業者は、事業・収支・資金計画を提出すれば、総量規制の基準を超える借入れが可能です。

② 金利体系の適正化

出資法の上限金利が、29.2%から利息制限法の水準である15%〜20%(借入金額による)に引き下げられました。



【注意】

出資法を上回る高金利での貸付けや人権を無視した取り立てを行う「ヤミ金業者」からの借入れは、絶対に行わないでください。

問い合わせ

- 市民生活課生活安全係
- 0824-73-1154
- 庄原市消費生活センター
- 0824-73-1228

公文書の公開と個人情報の運用状況

総務課行政係 ☎0824-73-1123

平成21年度の庄原市の公文書の公開および個人情報の運用状況をお知らせします。

市は、市政に関する情報を公開し、開かれた市政となるよう努めています。また、その一方で個人情報の保護が重要であることを認識し、市が保有する個人情報について、個人情報保護条例を制定しています。

1 公文書の開示請求などの状況 (H22.3.31現在)

請求を受けた実施機関	請求件数	公開・非公開などの内訳		
		公開	部分公開	非公開
市長	8	5	1	2
教育委員会	6	1	5	0
選挙管理委員会	0	-	-	-
監査委員	0	-	-	-
公平委員会	0	-	-	-
農業委員会	0	-	-	-
水道事業管理者	0	-	-	-
病院管理者	0	-	-	-
議会	0	-	-	-
合計	14	6	6	2

※情報公開に関する相談や公文書の閲覧などに応じるため、市役所3階に閲覧室を設けています。閲覧を希望される方は総務課までお問い合わせください。

2 個人情報ファイルの届出件数および自己情報開示など請求件数 (H22.3.31現在)

実施機関区分	ファイルの届出件数	開示請求件数	公開・非公開の内訳	
			公開	非公開
市長	262	2	2	0
教育委員会	60	-	-	-
選挙管理委員会	2	-	-	-
監査委員	1	-	-	-
公平委員会	1	-	-	-
農業委員会	5	-	-	-
水道事業管理者	6	-	-	-
病院管理者	4	-	-	-
議会	2	-	-	-
合計	343	2	2	0

※個人情報ファイルの届出件数とは、各課で個人情報を扱っている文書の届出件数のことです。